

## 令和2年第1回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和2年1月10日、14時に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第1回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員18名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一 (欠席)	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

#### 【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔 (欠席)
23番 金子 耕三	29番 石松 久慶	

(※20番から23番は、代表推進委員)

### 3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地改良届出について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

### 6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	高岩 浩司
係長	中村 敬一郎
事務吏員	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる
事務吏員	岩切 範宏

### 7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主事 斉藤 圭祐

8. 議 事

- 議 長 　ただ今より、令和2年第1回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員18名、推進委員4名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に17番樋口委員、18番伊藤委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。  
それでは、1頁をお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 　(松尾)議案朗読をもって説明。5頁まで、24件ございます。以上、報告いたします。  
議 長 　事務局の説明は終わりました。報告番号1番から24番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。
- 議 長 　なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 　賛成の挙手。  
議 長 　賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から24番について、これを受理いたします。6頁をお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます。
- 事務局 　(水落)議案朗読をもって説明。以上、報告いたします。  
議 長 　事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。  
15番 　(穴見委員)報告番号1番について、説明いたします。  
届出人、届出物件、変更計画については、記載のとおりです。農地改良の理由として、周囲より低い窪地であるため、地上げし作業効率を良くするものです。作付け予定は麦・大豆を予定しているとのことです。
- 議 長 　担当委員の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。  
なければ、本件について受理することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 　賛成の挙手。  
議 長 　賛成多数と認め、報告第2号について、これを受理します。  
7頁をお開きください。次に議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 　(松尾)議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。  
議 長 　事務局の説明は終わりました。次に担当課 農業振興課の説明を求めます。  
農業振興課(斎藤)詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 　農業振興課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。  
議 長 　なければ本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 　賛成の挙手。  
議 長 　賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。  
10頁をお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局 　(岩切)「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。

- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の11番手島委員、33番草場委員を指名いたします。
- 事務局 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしく願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の13番田中委員、25番平田委員を指名いたします。
- 事務局 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしく願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の10番手島委員、17番樋口委員、32番橋本委員を指名いたします。
- 議 長 それでは、審議番号1番から3番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
- 議 長 なければ、議案第2号、審議番号1番から3番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
- 議 長 11頁をお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。
- 事務局 事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。12頁まで4件ございます。ご審議方よろしく願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。
- 9 番 (武井委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は贈与、権利移転の理由として、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢で遠方のためです。以前、譲受人は譲渡人の農地を買われており、今回の3筆は小面積であり贈与で譲るとのことです。農地法第3条第2項には該当いたしません。
- 議 長 ご審議方よろしく願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
- 15 番 (穴見委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。
- 議 長 農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17 番 (樋口委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記

載のとおりです。契約は売買です。譲受人の家が申請土地の横にあり、譲渡人は高齢であるため農地を譲ることになったようです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 ありません。

議長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

議長 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番 （伊藤委員）審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約内容は売買。譲渡人は、高齢で遠方のためほとんど農業はしておりません。譲受人の田んぼが申請土地の隣にあることから、相手方の要望で申請土地を取得し経営拡大するものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。  
推進委員 ありません。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

議長 ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。14時35分より再開いたします。

（休憩後、14時35分から14時50分まで、ビデオ上映）

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。13頁をお開きください。

次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （水落）議案書により説明。2件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番、2番について、質問や意見はありませんか。

なければ、審議番号1番、2番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第4号は承認といたします。

14頁をお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 （水落）議案朗読をもって説明。16頁まで11件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番 （手嶋委員）審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。転用の目的は、貸露天資材置場。転用の理由として、経営している会社の資材置場が不足しているため、個人で資材置場を整備するものです。農用地区域外、第2種農地です。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。
- 9 番 (武井委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は贈与、譲受人と譲渡人は兄弟です。転用の目的は、自宅及び経営する飲食店の駐車場への進入路です。農用地区域外、第1種農地。集落接続に該当します。ご審議方、よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
- 15番 (穴見委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は、露天資材置場で経営する自動車整備工場の資材置場が不足しているため整備するものです。農地法の運用については、鉄道の駅から500m以内の農地に該当。ご審議方よろしく願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。  
次に、審議番号4番から8番まで、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代します。  
(議長交代：会長 → 伊藤副会長)
- 議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。  
審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買。転用目的は露天資材置場。自身が経営する建設会社の資材置場が不足しているため、整備するものです。水利委員及び区会長の承諾もいただいております。農地法の運用について10ha以上の一団の農地、集落接続に該当します。ご審議の程、よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は、集合住宅1棟8戸の建設。転用理由は、アパート経営による家賃収入を得るためです。汚水は下水道に雨水排水は側溝に流します。農事組合長、地元区会長からも承諾を得ています。農地法の運用については、用途地域が定められて

いる農地に該当、都市計画用途区域内、第3種農地です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はありますか。  
推進委員 ありません。

議長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 （後藤委員）審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。審議番号5番と関連します。契約は売買。転用の目的は、集合住宅1棟8戸の建設。転用理由は、アパート経営による家賃収入を得るためです。汚水は下水道に雨水排水は側溝に流します。農事組合長、地元区会長からも承諾を得ています。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当、都市計画用途区域内、第3種農地です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はありますか。  
推進委員 ありません。

議長 なければ、審議番号6番について、質問や意見はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 （後藤委員）審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。これも審議番号5番・6番に関連した土地ですが、契約は売買。転用の目的は、自己用住宅の敷地拡張のためです。譲受人は申請土地の隣に住居を構えていますが、以前から、譲渡人に土地を売買するときは、自分も少し分けて欲しいとお願いしていたようです。地元区会長からも承諾を得ています。農地法の運用について、用途地域が定められている農地に該当、都市計画用途区域内、第3種農地です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はありますか。  
推進委員 ありません。

議長 なければ、審議番号7番について、質問や意見はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 （後藤委員）審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は、集合住宅1棟8戸の建設。転用理由は、アパート経営による家賃収入を得るためです。汚水は下水道に雨水排水は側溝に流します。水利委員、地元区会長からも承諾を得ています。農地法の運用について、用途地域が定められている農地に該当、都市計画用途区域内、第3種農地です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はありますか。  
推進委員 ありません。

議長 なければ、審議番号8番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。

それでは、議長を後藤会長と交代します。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長 (後藤会長) 議長を交代しました。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は、譲受人が代表役員を務めるお寺の来客用駐車場が不足しているため、隣接地を露天駐車場として整備するものです。

ご審議の程よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 ありません。

議長 なければ、審議番号9番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は、平成29年九州北部豪雨災害に伴う河川拡幅工事により、自宅移転が生じたため、申請地に自己用住宅を建築するものです。下水は合併浄化槽、雨水排水は道路側溝に流します。農地の区分等については、杷木支所から300m以内の第3種農地に該当します。尚、地元水利委員の承諾も得ています。

ご審議の程よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 ありません。

議長 なければ、審議番号10番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。

次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番 (伊藤委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は、譲受人が営む建設会社が事業拡大により、資材置場が不足するため、露天資材置場として整備するものです。参考事項として、杷木バスターミナルから1000m以内で、宅地の面積が40%以上の区域にある農地に該当します。隣接地及び土地改良区の承諾も得ています。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 ありません。

議長 なければ、審議番号11番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認といたします。  
17頁をお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 （岩切）審議番号1番から3番は、推進機構からの買い入れです。審議番号4番から10番については、推進機構への売渡です。以上、1番から10番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、議案第6号、審議番号1番から審議番号10番までを一括とし、質問や意見はありませんか。  
（なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、議案第6号、審議番号1番から審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。  
19頁をお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 （水落）議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。  
1番藤原委員。
- 1 番 （藤原委員）審議番号1番について説明いたします。申請人・申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は、20年以上前から農地ではなくなっていました。区会長、隣接者の証明もあります。ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。
- 12番 （畑委員）審議番号2番について説明いたします。申請人・申請土地については、議案書記載のとおりです。申請人は、親・ご主人を亡くされ、所有地を整理していますが、申請地は以前飲み屋の長屋があった場所で、その一部9㎡が転用漏れであったようで、今回の申請になっております。区会長、隣接者の証明もごさいます。ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

以上をもちまして、すべての議案等審議が終了いたしました。

（会議終了時刻 15：16）